

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律の施行
（「特別遺族給付金」の支給関係）について

石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律（平成20年法律第77号。以下「改正法」という。）が平成20年6月18日に、石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（平成20年政令第282号）が同年9月12日に公布され、改正法は同年12月1日から施行されることとされたところである。改正法の施行に当たっては、下記に留意の上、今後の処理に遺漏なきを期されたい。

記

1 改正の内容

(1) 特別遺族給付金の請求期限の延長（法第59条第5項関係）

特別遺族給付金の請求期限を、石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号。以下「法」という。）の施行の日（平成18年3月27日）から6年を経過したときとする。

(2) 特別遺族給付金の支給対象の拡大（法第2条第2項関係）

厚生労働大臣は、石綿にさらされる業務に従事することにより指定疾病等にかかり、これにより法の施行の日の前日までに死亡した労働者等の遺族であって、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の規定による遺族補償給付を受ける権利が時効によって消滅したものに対し、その請求に基づき、特別遺族給付金を支給することとする。

2 施行期日

平成20年12月1日から施行する。